

厚生労働省老健局
阿曾沼 慎司 殿

成年後見制度利用支援事業の適用範囲の拡大についての要望

(社) 日本社会福祉士会
会長 村尾 俊明

- 成年後見制度利用支援事業については、介護保険法の地域支援事業で任意事業として位置づけられ、実施要綱では事業内容の例示として「市町村申立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う」とされているところです。
- 本会は、成年後見制度を必要とする人が誰でも利用できるようにするためには、成年後見制度の利用支援事業の適用要件を緩和し、市町村長申し立てだけでなく親族申し立ての場合にも適用すること並びに全市町村での実施が必要であるとの考えから、介護保険分野で成年後見制度利用支援事業の適用者の拡大していただきたく、以下の申し入れを行うものです。

【要 望】

1. 地域支援事業実施要綱における成年後見制度利用支援事業に関する例示から「市町村長申立に係る」との文言を削除し、市町村長申立の場合に限らず、成年後見制度を利用するために助成が必要な低所得の高齢者が適用対象になるよう明確にして頂きたい。
2. 都道府県を通じ市町村に対しその改正主旨を説明する文書を発出し周知するとともに、その実施について指導していただきたい。

【理 由】

- ①地域支援事業実施要綱では、任意事業について、(2) 対象者として「被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする」とし、(3) 事業内容で「次ぎに掲げる事業はあくまで例示であり、・・・地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である」としているが、成年後見制度利用支援事業の例示で「市町村長申立に係る」としているのは、適用対象を市町村長申立に限定する誤解を与えかねず、適当でない。
- ②厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課は、2008年4月から、成年後見制度利用支援事業の対象者の要件から、「身寄りのない」要件と「市町村長申立」要件をはずし、「障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者」とする対象者の拡大を図っており(2008年3月28日障害福祉課発事務連絡)、介護保険分野でも同様の措置をとることを明確にする必要がある。

以上